

# 令和7年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

## ＜各サービス個別＞ 介護支援

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

## 注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。  
受講確認を行いますので、受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）  
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）

## 次第

1. 令和7年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）

令和7年度の運営指導における指摘事項等について

## 運営基準

### 【項目】

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### 【指摘内容】

サービス利用票に文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。居宅介護支援の提供にあたっては、サービス利用票に文書により利用者等の同意を得て、利用者等に交付するとともに事業所で保存すること。

## 運営基準

### 【項目】

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### 【指摘内容】

サービス利用票の作成が翌月に遅延している事例が認められた。居宅サービス計画を作成又は変更する際には、同月内に一連の業務を実施すること。

## 運営基準

### 【項目】

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### 【指摘内容】

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービス等基準に位置付けられている個別サービス計画書を入手していない事案が認められた。当該事業所に対し同計画書の提出を求めること。

## 運営基準

### 【項目】

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### 【指摘内容】

利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付したことが確認できない事例が認められた。交付した記録を残すこと。

## 運営基準

### 【項目】

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### 【指摘内容】

要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、居宅サービス計画の変更の必要性についてサービス担当者会議等による専門的意見の聴取を行っていない事例が認められた。要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。

## 運営基準

### 【項目】

業務継続計画の策定等

### 【指摘内容】

必要な研修及び訓練が実施されていなかった。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施し、概要がわかるように明確に記録に残すこと。

※（参考）令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 1（抜粋）

問 166 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

（答）

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

## 運営基準

### 【項目】

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

### 【指摘内容】

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないにも関わらず、行っている事例が認められた。緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこと。また、身体拘束等を行う場合は、記録を正しく残すこと。

介護施設・事業所等で働く方々への  
**身体拘束廃止・防止の手引き**



令和6年3月  
令和5年度老人保健増進等事業  
介護施設・事業所における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

※本手引きは「身体拘束ゼロへの手引き-高齢者ケアに関わるすべての人に-」をもとに作成しております

**三つの要件をすべて満たすことが必要**

本人の尊厳を守るために、切迫性、非代替性、一時性をすべて満たす状態であることを、本人・家族、本人にかかわっている関係者・関係機関全員で検討、確認し、記録しておくことが求められる。

**切迫性**  
本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

**非代替性**  
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

**一時性**  
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

**「本人の尊厳を守るため」の緊急やむを得ない場合の三つの要件**

## 報酬基準

### 【項目】

高齢者虐待防止措置未実施減算

### 【指摘内容】

指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置が講じられていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

（※基準第27条の2）

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止のための研修の実施
- ・虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置

**※（参考）令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 1（抜粋）**

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

（答）

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

## 運営基準

### 【項目】

勤務体制の確保等

### 【指摘内容】

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。必要な措置を講じること。

## 運営基準

### 【項目】

秘密保持等

### 【指摘内容】

サービス担当者会議等において家族の個人情報を用いる場合に、家族の同意が得られていない事例が認められた。家族の同意もあらかじめ書面で得ること。

## 報酬基準

### 【項目】

入院時情報連携加算

### 【指摘内容】

FAXによる情報提供を行った際、先方が受け取ったことが明確でない事例が認められた。先方が受け取ったことまで確認し、詳細を記録に残すこと。

## 報酬基準

### 【項目】

退院・退所加算

### 【指摘内容】

退院・退所加算の算定に当たり、カンファレンスの実施について必要な出席者が不足しているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。情報収集の方法が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスに参加している場合に当該加算を算定すること。

### 退院・退所加算（カンファレンス）に係る補足説明

- ・ 入院中の主治医と在宅医が同一の医療機関の場合（同一の医療機関の他科同士を含む。）は、カンファレンスの要件を満たさない。
- ・ カンファレンスに同一職種の者が2人以上参加している場合は、1者の参加とカウントする。

次の①～⑤の5者から3者以上がカンファレンスに参加する必要がある。

- ①退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医、看護師又は准看護師
- ②保険医である歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士
- ③保険薬局の保険薬剤師（院内薬局は除く）
- ④訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（准看護師を除く。）
- ⑤居宅介護支援事業者の介護支援専門員

例えば、①の保険医と看護師、⑤の介護支援専門員が参加した場合、人数としては3人参加しているが、2者の参加となるため、カンファレンスの要件を満たさない。

## 報酬基準

### 【項目】

同一建物減算

### 【指摘内容】

指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者への指定居宅介護支援に際し、減算を適応していなかった。

指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定すること。

介護報酬の算定に係るQ&Aについて  
(広島市版)

**【項目】**

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

**【質問】**

モニタリングに係る「特段の事情」の判断基準は何か。

**【回答】**

利用者側の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指します。事業者側の都合による事情は含まれません。

例：利用者が急遽入院したため、自宅でモニタリングができない場合

利用者がショートステイへ長期入所する場合

**【項目】**

同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い

**【質問】**

同一敷地内建物等における「隣接する敷地内の建物」とは、具体的にどのような位置関係を指すのか。

**【回答】**

隣接する敷地とは、幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などを指します。この取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを評価する趣旨であることから、以下のように、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、「隣接する敷地内の建物」とはみなされません。

(例)

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

**【項目】**

特定事業所加算

**【質問】**

特定事業所加算の算定要件の一つである「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」について、定期的とはどの程度の頻度を指すか。

**【回答】**

「定期的」とは、おおむね週1回以上とされています。

**※（参考）令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 1（抜粋）****○ 特定事業所加算**

問 117 「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、これらの対象者に対し支援を行った実績は必要か。

（答）

- ・ 事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、支援実績までは要しない。
- ・ なお、当該要件は、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、ケアマネジャーが関係制度や関係機関に適切に繋がられるよう必要な知識等を修得することを促すものであり、ケアマネジャーに対しケアマネジメント以外の支援を求めるものではない。

**【項目】**

ケアプランの作成

**【質問】**

福祉用具について、レンタルと購入の選択制が導入されたが、今までレンタルとして使用していたスロープを購入に切り替えた場合、一連の業務が必要か。

**【回答】**

同一種目における機能の変化を伴わない用具については「軽微な変更」に該当する場合がありますが、あくまでも一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものとされています。

**【居宅サービス計画の変更に係る補足説明】**

- ・ 居宅サービス計画を変更する場合は、原則として、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要
- ・ 一連の業務を行った記録が残されていることを、各事業所において定期的に確認
- ・ 居宅サービス計画の軽微な変更を行う場合には、一連の業務を行う必要がないとされているが、「軽微な変更」は例外的なもの

3 ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプランの作成)	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」について(平成11年7月29日老企2号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)（以下、「基準の解釈通知」という。）の「第Ⅱ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の(7)指定居宅介護支援の基本取組方針及び具体的取組方針の「指定居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年4月31日厚令38、以下「基準」という。)の第13条第5号から第12号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。 なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。
サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみ異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更	指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第199条第2号に定める対象福祉用具をいう。)をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合には、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一義の総合的な援助の方針や第二義の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。
担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面談を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合はあるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

## 【項目】

### 通院時情報連携加算

## 【質問】

救急搬送された利用者の診察に同席した場合、当該加算を算定できるか。

## 【回答】

通院の手段は問わないため、算定は可能です。

**【項目】**

入院時情報連携加算

**【質問】**

加算の算定において、利用者が「入院した」とみなす時点とは次のうちどれを指すか。

- ①利用者が救急搬送されたとき
- ②利用者と病院の間で入院の合意があったとき
- ③居宅介護支援事業所が入院の事実を知ったとき

**【回答】**

病院が、利用者について入院したと整理した日が入院日となるため、②の状況をもって入院したとみなすこととなります。

**【入院時情報連携加算に係る補足説明】**

- ・退院・退所加算と同月中に算定することは可能。
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）は入院した日のうちに情報提供を行った場合に算定する。入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規定に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報提供した場合も、算定可能。
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）については入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合に算定する。運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規定に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日翌日に情報提供した場合も、算定可能。

※（参考）令和6年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 1（抜粋）

○ 入院時情報連携加算

問 118 入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。

（答）

特段の定めは設けていないが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断すること。

【最後に】

- ・ 居宅介護支援業務の適切な実施について
- ・ 本年度、居宅介護支援事業所に対して実施した運営指導において、文書指摘を行った事業所は約2割。
- ・ 過去には、運営基準違反の状態が継続しており、指定取消処分となった事例もある。
- ・ 「私の事業所は大丈夫」と考えるのではなく、適切に業務を実施できているか、再度確認することが重要となる。

以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認ください。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、**忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）**
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）